

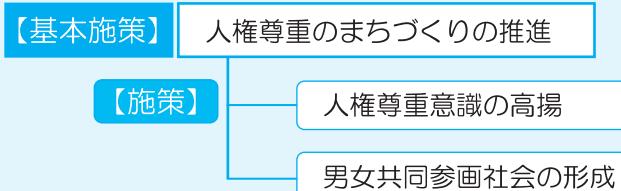
## 第4節 人権尊重のまちづくりの推進

### ◆ 計画がめざすまちの姿 ◆

『住民一人ひとりが、お互いの人権を大切にする意識が高まっており、差別や人権について、「自分とは関係がない」という感覚や態度を示すのではなく、これらの問題に対して住民が適切に行動できるまちになりつつあります。

また、地域活動の場をみても人権を尊重・配慮する振る舞いがみられます。さらに、性別などにかかわらず誰もが希望と能力、努力に応じ様々な分野に参画し、能力を発揮できる環境づくりが進んできています。』このようなまちをめざしていきます。

### ◆ 施策の体系 ◆



## ◆ 目標指標 ◆

指 標 名	現 場 値	目 標 値	
		平成21年度	平成27年度
人権に関する施策が十分に行われていると思う割合	47.9%	55.0%	65.0%
審議会における女性委員の割合	20.0%	25.0%	30.0%

## ◆ めざすまちの姿を実現するためのパートナーシップ ◆

- 主に行政は、広報を利用し積極的に人権や差別などに関する問題について啓発を行うとともに、関係機関や地域の団体と連携し、人権に関する学習講座や教育の機会の提供に努めます。またパートナーシップとして住民は、学習により人権への理解を深め、人権啓発活動へ積極的に参加していきます。
- 主に行政は、府内における性別による役割分担意識を積極的に解消するとともに、広報を利用し啓発活動に努めます。またパートナーシップとして住民は、性別にかかわりなく、家庭・地域生活を分担して行うとともに、事業所などにおいても就労の機会と待遇の確保に努めています。

## 1 人権尊重意識の高揚

### 基本方針

関係機関及び各種団体などと連携し、学校・幼稚園・保育所、家庭、地域、職場など、多様な場や機会を通じた住民への啓発と人権教育を推進するとともに、人権侵害などに関する相談などの充実を図ります。

#### (1) 現状と主要課題

- 本町では、「豊能町人権尊重のまちづくり条例」に基づき、「豊能町人権行政基本方針」と、その具体的な取り組みを示した「豊能町人権行政推進計画」を策定し、人権意識の高揚を図る施策と人権擁護に資する施策により事業を推進しています。
- 地域においては、「豊能町人権まちづくり協会」と連携し、住民への啓発活動を実施しています。また、子どもの頃から人権尊重の意識を醸成するため、各学校において人権教育に関する年間指導計画を毎年作成するとともに、年1回、全教職員を対象に人権教育に関する研修を実施しています。
- 人権の課題については、同和問題をはじめ、職場におけるパワーハラスメント※や社会問題化している虐待への対応などがあり、その解決のためには、積極的な取り組みが必要となっています。

#### (2) 主要な取り組み

##### ● 人権教育・啓発の推進

人権問題に関する住民の理解を深めるため、幼稚園・保育所・学校などのライフステージや、家庭、地域、職場などのライフスタイルに応じた教育、学習の場の提供、啓発活動を関係機関や団体と連携し推進します。

また、人権教育・啓発の推進に向け、町職員及び教職員の意識向上に努めます。

##### ● 人権問題に関する救済支援

日常生活において生じる差別や人権侵害から住民の人権を擁護するため、必要に応じて専門機関へつなぐなど、今後、機能の充実を図ります。

※パワーハラスメント：職場における上下関係、雇用形態の違い等により生じる権力差（パワー）を背景にして継続的に人格と尊厳を侵害する言動で、職場環境を悪化させる、あるいは就業不安を与える行為を言う。

## 2 男女共同参画社会の形成

### 基本方針

固定的な性別役割分担意識に基づく、社会の慣習・慣行の見直しを様々な機会を通じて図り、住民意識の醸成に努めます。また、関係機関などと連携し、様々な分野において男女がともに参画できる環境づくりを働きかけます。

#### (1) 現状と主要課題

- 男女共同参画社会の形成に向け、平成17年3月に「豊能町男女共同参画プラン」を策定し、各種フォーラムやセミナーなどの啓発活動を推進しています。
- まちづくりへの女性の参画を促進するため、計画策定時における審議会や委員会への参加の際には、保育ボランティアなどによる託児を実施しています。
- 近年、社会構造の変化や女性の社会進出の進展、男女共同参画意識の高揚により、女性の働く環境への整備は進んできています。しかし、依然として労働条件や待遇には性差が残り、また、仕事と家庭を両立させる体制も十分とは言えず、課題となっています。

#### (2) 主要な取り組み

##### ● 男女共同参画意識の醸成

社会の様々な分野に残る固定的な性別役割分担意識に基づく社会の慣習・慣行の見直しを進めるため、機会をとらえて広報・啓発活動に取り組むとともに、学校、家庭、地域、職場など、ライフステージやライフスタイルに応じた学習機会の充実と提供に取り組みます。

##### ● 男女共同参画を保障する環境の整備

家庭、職場、地域など様々な分野において、男女がともに参画できる社会を実現するため、町が率先して政策立案・意思決定の場への女性の参画を促進します。また、労働条件など働く場における男女の平等と機会均等を図るために、関係機関などと連携し事業主への情報提供・啓発を行います。さらに、仕事と生活との調和（ワーク・ライフ・バランス）の実現に向け、育児・介護休業制度や短時間勤務制度の普及・啓発を図るとともに、その取得促進を働きかけます。